

富津市子ども・子育て支援事業計画 第Ⅰ期

～いいじゃないか！ふっつ～

《概要版》



平成 27 年 3 月

富 津 市

◆ 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進展、待機児童の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これらの法に基づき、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

また、平成 27 年 3 月までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が改正され、10 年間延長されたことから、本計画を次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定することとしました。

本市の「子ども・子育て支援事業計画」は、このような国の動向、本市のこれまでの次世代育成支援対策の取り組み状況を踏まえ、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期並びに次世代育成支援行動計画の主要施策を定めることで、市民の様々なニーズに応えていくための事業計画として策定するものです。

◆ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

子ども・子育て支援法により記載する必要がある事項に加え、本市の「富津市基本構想」をはじめ、関連する福祉、教育、障がい者等の関連計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

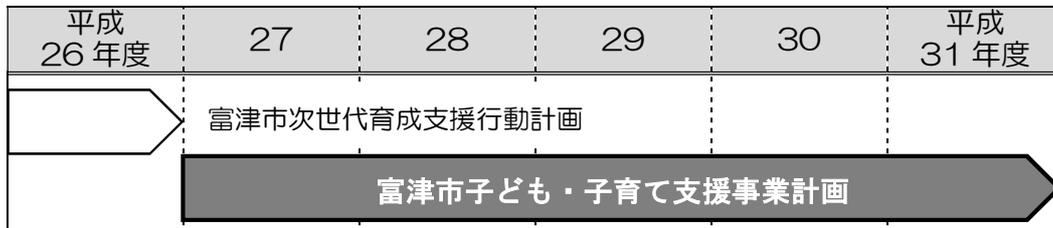
また、この計画は、富津市次世代育成支援行動計画の後継としても位置付けられています。



◆ 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間で I 期として策定します。

なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。



◆ 計画の策定

本計画は、平成 25 年 12 月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、子ども・子育て支援法第 77 条の規定により設置し、保護者、事業主・労働者の代表者、関係する事業の従事者、学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定したものです。

なお、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聴きながら、必要に応じ、計画の修正を行います。

◆ 計画の基本理念

次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができる富津市の実現を目指し、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、平成 17 年に策定した「富津市次世代育成支援行動計画」における基本理念を継承し、以下のように基本理念を設定します。

【基本理念】

いいじゃないか！ ふつつ



◆ 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえたうえで、子どもの成長段階（ライフサイクル）に応じた4つの目標と、育児全般にわたる目標を1つ掲げ、今後取り組みを推進します。

妊娠期・出産期

1 あかちゃんって、いいじゃないか！ ～子育てスタートの安心づくり～
新しい生命の息吹と赤ちゃんの愛くるしさを実感し、子育てに意欲的な世代を目指しましょう。

乳幼児期・幼児期

2 大きくなるって、いいじゃないか！ ～親子の成長の共感づくり～
乳幼児期のふれあい・喜び・驚き・苦労・発見を通して、親も子も成長を共感する子育て世代を目指しましょう。

学齢期・思春期

3 がんばるって、いいじゃないか！ ～子どもの生きる力づくり～
自らの力で立つ意欲と個性豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長する世代を目指しましょう。

活動期

4 つながるって、いいじゃないか！ ～世代・地域とつながる心づくり～
生まれ育ったまちを愛する心を持ち、まちの現在と未来を担う中心世代を目指しましょう。

育児期全般

5 ホットするって、いいじゃないか！ ～“安心温度”の高いまちづくり～
すべての人に優しい、安心と安全を実感できるまちを、すべての世代で創造しましょう。

◆ 教育・保育提供区域の設定

本市は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位を、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの区域とします。

(理由)

- 市域が広く、児童及び保護者の生活圏域を考慮するため
- 富津地区の人口が他2地区に比べ多くなっており、地域特性を考慮するため
- 各地区に保育所(園)・幼稚園が1か所以上配置されており、各地区内に提供施設が存在するため

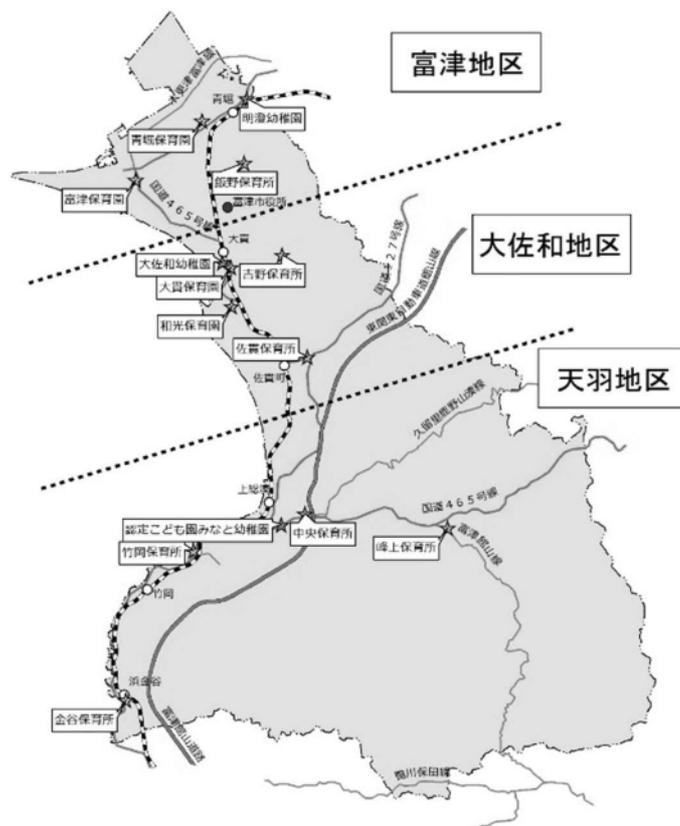


図 教育・保育提供区域図

◆ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

現在の幼稚園、保育所(園)等の利用状況に利用希望等を踏まえ、以下の認定区分で設定し、教育・保育提供区域ごとに量の見込みの算出し、提供体制の確保を行います。

(1) 本市の状況

本市における保育所(園)は公立保育所7園、私立保育園4園、幼稚園は私立幼稚園2園、認定こども園は1園となっています。

(2) 保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所(園) ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所(園) ・認定こども園

(3) 教育・保育提供区域別の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

安定した幼児期の教育・保育を提供するため、幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえるとともに、就学前児童数の推移、幼児期の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

年度 (平成)	地区 区分	富津地区				大佐和地区				天羽地区			
		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
27年度	量の見込み(①)	231人	186人	36人	106人	99人	57人	14人	39人	48人	41人	11人	25人
	確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	300人	154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	②-①					300人							
	②-①	39人	105人	4人	13人	201人	97人	7人	26人	22人	133人	8人	44人
28年度	量の見込み(①)	230人	187人	35人	110人	91人	53人	13人	38人	42人	37人	11人	27人
	確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	300人	154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	②-①					300人							
	②-①	40人	104人	5人	9人	209人	101人	8人	27人	28人	137人	8人	42人
29年度	量の見込み(①)	229人	184人	35人	112人	88人	52人	12人	38人	38人	33人	10人	26人
	確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	300人	154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	②-①					300人							
	②-①	41人	107人	5人	7人	212人	102人	9人	27人	32人	141人	9人	43人
30年度	量の見込み(①)	226人	181人	34人	114人	82人	49人	11人	37人	34人	30人	10人	26人
	確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	300人	154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	②-①					300人							
	②-①	44人	110人	6人	5人	218人	105人	10人	28人	36人	144人	9人	43人
31年度	量の見込み(①)	225人	180人	34人	116人	78人	48人	11人	36人	34人	30人	10人	26人
	確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	300人	154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		154人	21人	65人	70人	174人	19人	69人
	②-①					300人							
	②-①	45人	111人	6人	3人	222人	106人	10人	29人	36人	144人	9人	43人

◆ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業です。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

(1) 利用者支援事業

提供区域	全市域
事業内容	子ども及び保護者等の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連携を行う事業です。
今後の方向性	地域子育て支援センター設置と併せて平成 29 年度からの実施を目指します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

提供区域	各区域
事業内容	未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。
平成 25 年度実績	あおほり子育てサロン 延 2,790 人 もうひとつのお家 延 3,293 人
今後の方向性	平成 29 年度に富津地区 1 か所、平成 30 年度に天羽地区 1 か所開設を目指します。

(3) 妊婦健診

提供区域	全市域
事業内容	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにする事業です。
平成25年度実績	2,626人回
今後の方向性	現行と同様に実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う事業です。
平成25年度実績	2か月児訪問事業 訪問者数191人(対象者223人)
今後の方向性	平成27年度から既存の事業を継承し実施します。

(5) 養育支援訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
今後の方向性	平成27年度からの実施を目指します。

(6) 子育て短期支援事業

提供区域	全市域
事業内容	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、家庭において子どもを一時的に養育できない場合に児童養護施設等で預かる事業です。 《事業種類》短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)
今後の方向性	ニーズ調査において需要がないため、必要に応じて検討を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

提供区域	全市域
事業内容	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
今後の方向性	地域子育て支援センター設置と併せて平成29年度からの実施を目指します。

(8) 一時預かり事業

提供区域	各区域
事業内容	育児中のストレス解消や冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難になったときに、保育所等で一時的に預かる事業です。
平成25年度実績	保育所(園)における一時預かり 公私立保育所(園)10か所 1,133人
今後の方向性	現行と同様に実施します。

(9) 延長保育事業

提供区域	各区域
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、11 時間の開所時間を超えて保育を実施する事業です。
平成 25 年度実績	私立保育園 4 園で実施 実利用者数 合計 252 人 (富津地区 172 人、大佐和地区 80 人、天羽地区 実施なし)
今後の方向性	平成 27 年度から天羽地区で実施を目指します。

(10) 病後児保育事業

提供区域	全市域
事業内容	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。
平成 25 年度実績	私立保育園 1 か所実施 延利用者数 256 人
今後の方向性	現行と同様に実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

提供区域	各区域
事業内容	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。
平成 25 年度実績	小学校 12 校中 5 校区実施 年間平均登録者数 143 人 (富津地区 104 人、大佐和地区 39 人、天羽地区 実施なし)
今後の方向性	平成 27 年度に富津地区 1 か所、平成 28 年度に大佐和地区、天羽地区各 1 か所設置、平成 30 年度に富津地区、天羽地区各 1 か所設置を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

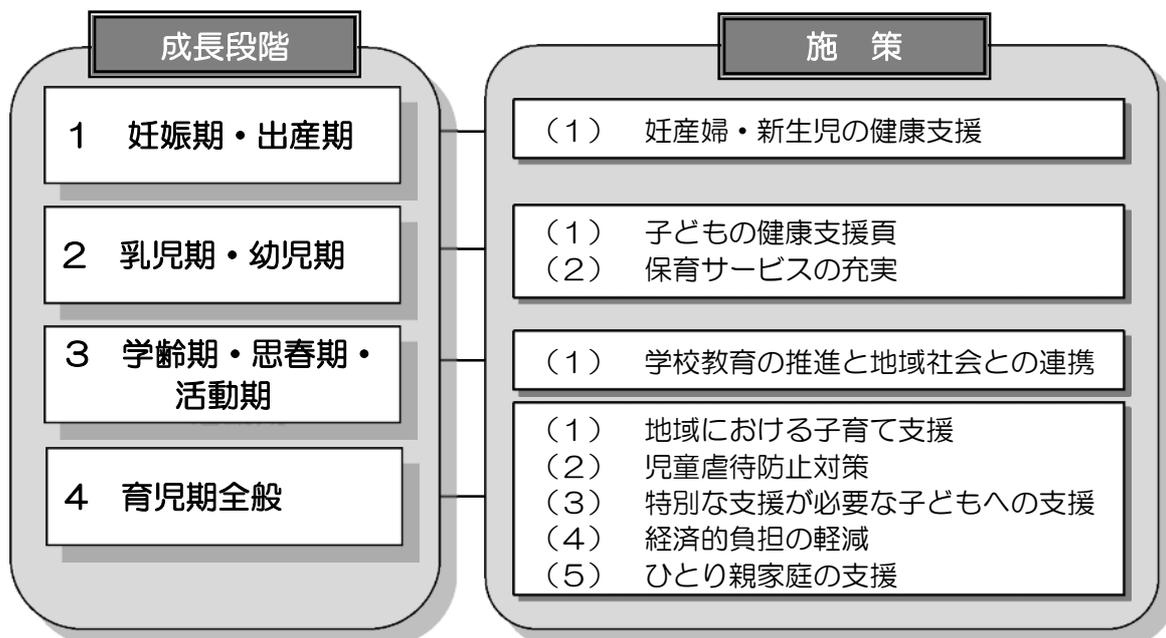
提供区域	なし
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

提供区域	なし
事業内容	特定教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。

◆ 施策の体系

本計画における子ども・子育ての施策については、次世代育成支援行動計画における主要施策を承継し、また、各施策の実施状況を把握し、事業の推進を図ります。



◆ 市民、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であることから、市民や地域、企業などの各方面との連携を図る必要があります。

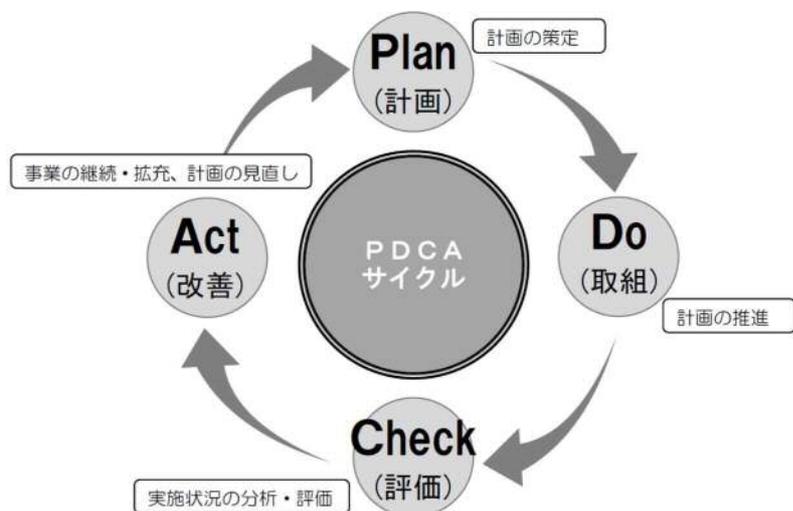
また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの市民、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

◆ 計画の実施状況の分析・評価

本計画（Plan）を達成するため、計画に基づく取り組み（Do）の実施状況を継続的に分析・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

取り組みについて、計画の実施状況の課題等を整理し、「富津市子ども・子育て会議」等で意見を聞き、事業の推進を図ります。

なお、毎年度の計画の実施状況については、ホームページなどで公表します。



市内の相談窓口

子育てなどでお悩みのときは次の窓口に気軽にご相談ください。

子育てに関する窓口

名称	内容	期日	連絡先
乳幼児相談	子どもの発育・発達・食事の相談	月～金 8:30～16:00	健康づくり課 80-1268
療育等支援	子どもの心身の成長や発達に関する相談	毎週火・木	社会福祉課 80-1260
児童家庭相談	児童虐待などの児童家庭相談	毎週月・木 9:00～16:00	子育て支援課 80-1256
児童家庭支援センター	子育ての不安や発達障がいなどの総合相談	月～金 9:00～18:00	ピーターパンの家 67-8816

教育に関する窓口

名称	内容	期日	連絡先
就学相談	児童・生徒の就学に関する相談	月～金 8:30～16:00	学校教育課 80-1339
教育相談	いじめや不登校などに関する相談	月～金 8:30～16:00	教育センター 80-1346
はまかぜ教育相談	引きこもり、不登校、家庭内暴力、発達に関する相談	月～金 8:30～16:00	教育センター 80-1346

障がいに関する窓口

名称	内容	期日	連絡先
中核地域生活支援センター	福祉に関するあらゆる相談	24 時間 365 日	君津福祉ネット 27-1482
障がい福祉なんでも相談	障がいに関する全般の相談	毎月第2木曜	社会福祉課 80-1260
指定相談支援事業所	障がい者の在宅での生活を支えるための相談	月～金 9:00～17:00	相談支援センター天羽 68-1833

■編集・発行 富津市 健康福祉部子育て支援課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443

TEL : 0439-80-1256 FAX : 0439-80-1350